

綾瀬市告示第20号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成24年綾瀬市告示第22号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月28日

綾瀬市長 古 塩 政 由

2の項備考1(1)中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。